## 第12号議案

## 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月20日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

## 関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例(令和元年関西広域連合条例第2号)の 一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「第19条第1項」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」に、「「部分休業」を「「第1号部分休業」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第13条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
  - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
  - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第13条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第13条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をしようとする会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第13条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第14条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。 第15条を次のように改める。 (部分休業の承認の取消事由)

第15条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、会計年度任用職員 が第3項変更をしたときとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例第13条の4の規定の適用については、同条中「10」とあるのは、「3分の10」とする。